



代理人制度 (タイ編)

1. タイの代理人制度

タイには、Patent Agentという資格があります。これは、日本の「弁理士」に相当する資格で、法律上は「Patent Agent」といいますが、一般には、Trademark AttorneyやPatent Attorneyと呼ばれます。

ちなみに、タイには弁護士資格もあります。知的財産分野において「弁護士」というと、一般にはPatent Agent資格を有していない(つまり、知的財産に関する専門知識を有していない)弁護士を指します。

2. Patent Agentになるために

Patent Agentになるためには、所定の研修プログラムを修了した上で、試験(以下「エージェント試験」という)に合格する必要があります。

2.1. 研修プログラム

タイ特許庁は、2種類の研修プログラムを用意しています。1つは、タイ特許庁が行う研修プログラム、もう1つは所定の認定機関が行う研修プログラムです。Patent Agentを目指す場合、まずはこれらの研修プログラムの何れかを受講する必要があります。研修プログラムのカリキュラムは、特許庁長官またはタイ弁理士会によって決められます。このカリキュラムには、国内出願やPCT出願の実務に関する研修が含まれます。

2.2. エージェント試験

エージェント試験は、毎年一回開催されます。合格ラインは正答率60%です。

試験科目は次の通りです。

- a. 知的財産に関する条約、国際協定
- b. 知的財産に関連する一般法

- c. 特許法
- d. 特許、小特許および意匠特許の出願実務;
- e. 知的財産管理
- f. 知的財産関連訴訟
- g. 代理人としての業務
- h. その他、弁理士会が決定した科目

3. Patent Agent

3.1. 業務範囲

上記のとおり、Patent Agentは、タイで唯一の知的財産の専門資格です。タイでは、特許の専門家も、商標の専門家も、Patent Agentと名乗っています。

2009年には、Patent Agentに関する規則が明文化されましたが、Patent Agentの専門分野を明確化する義務は課されていません。タイでは、外国人が出願手続を行う際に、Patent Agentに手続を委任する必要があります。しかし、Patent Agentといっても、専門とする技術分野はおろか、特許を専門としているか否かも定かではありません。2009年に導入された規則によって、Patent Agentとして代理業務を行うために必要な最低限の能力は担保されましたが、依頼する業務の内容と代理人の専門分野との間のミスマッチは依然として残っています。

その他にも、“Patent Agentに関して様々な規則が設けられています。代表的なものは次のとおりです。

- ・ Patent Act B.E. 1979 (amended 1992 and 1999)
- ・ Announcement of the DIP Concerning Patent Agent Registration B.E. 2552 (2009)

・ Ministerial Regulation No. 21.”

3. 2. 登録要件

Patent Agentとして代理業務を行うためには、タイ特許庁への登録が必要です。Patent Agent試験に合格すると、Patent Agentとしての登録申請が可能になります。登録申請の期限は、受験から1年以内です。登録申請が行われると、タイ特許庁内の専門委員会によって登録申請の内容が審査されます。登録申請を行った場合であっても、専門委員会によって登録が拒絶される場合もあります。

登録要件は次のとおりです。

- ・ タイ国民であること
- ・ 学士号またはそれと同等の学位を有していること
- ・ Patent Agent試験に合格したこと

4. 現行制度に対する提言

4. 1. Patent Agent以外の資格を有する者の業務の規制

タイには、Patent Agent以外にも知的財産サービスを提供する者がいます。しかし、知的財産サービスに必要な能力を保證する資格はPatent Agent以外に存在しません。タイにおける知的財産サービスの品質を向上させるためには、Patent Agent以外の資格を有する者による知的財産サービスの提供を規制する必要があるように思います。

また、商標分野では、実務能力を担保するために、法改正が必要だと思えます。例えば、Patent Agent資格とは別のTrademark Agent資格を導入することによって、商標だけでなく、特許に関するサービスの品質向上が期待できます。Trademark Agentに関する規則では、商標特有の実務についての知識の習得を義務付けるべきでしょう。

4. 2. Patent Agent制度の改革

現行のPatent Agent制度にも改善点はたくさんあります。例えば、エージェント試験を受験する前に受講する研修プログラム以外

に、登録後に資格を維持するための研修プログラムを導入する方法が考えられます。研修プログラムでは、技術分野毎の専門知識や、国内法だけでなく条約や外国法を教えます。

5. むすび

ASEANの中でも日本企業にとって重要度が高い国の1つがタイではないでしょうか。タイに日本人技術者を送り、現地で発明が創出されることも今後は増えることと思います。しかし、タイの代理人制度の仕組みは、そのような日本企業のニーズに追いついていない部分があることも事実です。このような状況がすぐに改善するとは限りませんので、実情を知った上で、代理人と密にコミュニケーションを取ることが重要でしょう。

筆者紹介

Franck Fougere (フランク・フォーゲル)

Ananda IPマネージングパートナー。バンコク在住。1976年フランス(Orleans)生まれ。College of Europe (ベルギー)卒業。2001年に知財分野でのキャリアをスタート。2010年より現職。2013年よりUnited GIPsに参加。趣味はダイビング。座右の銘は”Nothing is more powerful than an idea whose time has come” (Victor Hugo)

<http://gip-asean.com/>

<http://www.ananda-ip.com/>

編訳者紹介

木本大介 (きもと・だいすけ)

日本弁理士、GIP Tokyo所属。1977年神奈川県生まれ。2003年上智大学大学院理工学研究科電気電子工学修了。専門は通信、エレクトロニクス及びコンピュータソフトウェア。2005年弁理士試験合格。企業(知財部)3年、特許事務所7年の経験を経て、新興国における日本企業の知財活動をサポートしたいとの思いから2013年7月より現職。趣味はゴルフ。好きな言葉は「人生・仕事の結果=考え方×熱意×能力」(稲盛和夫(2012)『生き方』より)。

<http://www.giplaw-tokyo.co.jp/jp/>